

## 教育学部学生懲戒処分該当行為に係る調査指導委員会内規

制 定 平成25年11月26日

(趣旨)

**第1条** この内規は、宇都宮大学学生懲戒等規程第7条第5項の規定に基づき、教育学部学生懲戒処分該当行為に係る調査指導委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織及び運営)

**第2条** 委員会は、教授、准教授及び講師（非常勤講師を除く。）のうちから教授会で選出した教員5名をもって組織する。

- 2 委員は、教育学部長が指名する。
- 3 委員の任期は、委員会の任務終了までとする。

(委員長)

**第3条** 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

**第4条** 委員会は、必要に応じ、教職員又は学生の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第5条** 委員会に関する庶務は、教育学部事務部において処理する。

### 附 則

- 1 この内規は、平成25年11月26日から施行する。
- 2 教育学部所属学生懲戒手続の運用について(平成3年11月21日教授会決定)及び教育学部学生懲戒処分該当行為に係る調査委員会内規(平成3年11月21日制定)は、廃止する。